

〔千曲之真砂二〕うすひ山

是は信濃上野の境にて嶺より西は信州嶺よりあなた東は上州也、さればうすひの坂といは、上野、うすひの山といは、信濃なるべしと、ある人申きたれど、山とも坂とも通用して讀來なるべし、穿鑿に渉るべからず、此所十尾といへる谷合の紅葉、近國無雙の景なり、暮秋の後は目を悦ばしめ、誠に錦繡の山とも謂べし、ひと、せ中院大納言殿、此紅葉を賞し、詠歌あり、それより後は、領主より毎年紅葉の盛に人を遣はし、これを取紙に挟み、長櫃にをさめ、京師の堂上、東武の數奇人風雅好事の人々へ遣り給ふ、いまは是例となりて廢する事なく、名産となりぬ、享保の末、元文のはじめの頃なるべし、ある歌人、碓氷の紅葉の頃、を通りて、甚是を賞し讀るうた、里人聞とめて、書つけ置たるを見たり、惜い哉、其名をも所をも書とめず、讀人不知としてあり、堂上たるや、地下たるや、其名をしらぬこそかへす、口をしけれ、

山の名はうすひといへど、幾ちしほ染て色こき峯のみち葉、誠に歌がら唯人の詠ならじと、人々申あひぬ、

〔日本書紀景行〕四十年七月戊戌、天皇詔群卿曰、今東國不安、暴神多起、亦蝦夷悉叛、屢略人民、遣誰人以平其亂、群臣皆不知誰遣也。中略則自甲斐北轉、歷武藏上野、西逮于碓日坂、時日本武尊每有顧弟橘媛之情、故登碓日嶺、而東南望之、三歎曰、吾孀者耶。此云菟摩故因號山東諸國曰吾孀國也、

鳥居峠

〔信府統記小縣郡〕鳥居峠四阿山ノ御茶屋久保國境、上野國マデモ同名、大日向村ヨリ上野國田代

村マデ二里半、但シとおひの橋長サ七間、幅二間、此川鳥居峠ノ方ヨリ出テ、大日向村ノ南ヲ流レテ、矢手澤川加賀川ノ水上ナリ、此とおひノ橋ハ、高井郡ヨリノ越口ナリ、此路三筋トモニ、埴科郡ノ界、白攝峠ノ路ト共ニ出合所ノ橋ナリ、皆山中ノ路艱所ナリ、十一月ヨリ二月マデ、雪積レバ牛馬ノ通行ナシ、